

平成28年3月29日
山口県報号外第18号
監査公表第3号別冊

平成27年度

行政監査結果報告書

「県単独補助金について」

平成28年3月

山口県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1 監査のテーマ	1
2 監査の趣旨	1
3 監査の対象	1
4 監査の対象機関	
(1) 事前調査の実施	1
(2) 実地監査対象機関の選定	1
5 実地監査の実施時期及び方法	
(1) 実施時期	4
(2) 実施方法	4
6 監査の着眼点	4

第2 監査の結果

1 補助金事務の概要	
(1) 補助金の交付	5
(2) 事務処理の手順	5
2 事前調査の結果	8
3 実地監査の結果	11

第3 監査意見	16
---------	----

監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

県単独補助金について

2 監査の趣旨

補助金については、県が公益上必要であると認めた場合に反対給付を求めることなく交付される給付金であり、適正かつ公正に執行する必要がある。

補助金の事務手続き等については、平成26年度の定期監査及び財政的援助団体等監査の結果において、依然として、事務処理誤りが散見されている状況である。

さらに、過去の他の監査結果において、補助事業の効果測定のための目標値設定の必要性について意見されているところである。

これらのことから、事務手続きの適正性だけでなく、事業の経済性、効率性、有効性（3E）の視点も加え、監査を実施した。

3 監査の対象

平成26年度に県から団体等に交付した補助金のうち、財源に国庫支出金を含まないもの（以下「県単独補助金」という。）を対象に、①要綱等の整備、②交付手続、③実績確認、④効果の検証等について監査を実施した。

なお、実地監査にあたっては、必要に応じて監査実施年度及び監査対象年度以前の交付分についても、監査の対象とした。

4 監査の対象機関

(1) 事前調査の実施

事前調査として、県の本庁各課及び出先機関（公営企業会計に属する機関及び補助金交付実績のない県立高等学校・警察署を除く。）に対し、平成26年度における県単独補助金の交付実績や事務処理状況について、監査資料の提出を求めたところ、当該年度に交付実績のあった機関は61機関であった。

(2) 実地監査対象機関の選定

実地監査は、効率的・効果的な監査執行の観点から、定期監査（補助監査）（※）に併せて行うこととし、県単独補助金の交付金額や事業数の多い機関を中心に以下の基準に基づき35機関を選定した。

（※）定期監査… 監査委員が、基本的に全所属に対し、財務に関する事務の執行を中心に、毎年1回行っている監査をいう（地方自治法第199条第4項）。

(選定基準)

ア 実地監査実施時期に定期監査（補助監査）を実施する機関

イ 本庁各課については、次の事業を除き事業ごとの補助金交付額が100万円以上である事業を複数所管している機関

(ア) 借入金の償還金、利子補給や運営費等の経常的な経費のみを対象とし、かつ、事業効果の確認のための指標や目標を設定している事業

(イ) 平成27年度に包括外部監査の対象となった事業

ウ 出先機関については、アに該当する全機関

なお、多数の補助事業を所管している機関については、監査の効率化を考慮し、補助金交付額の大きい順におおむね5事業を対象とした。（上記イの(ア)及び(イ)の事業を除く。）

表1 事前調査結果による交付実績等及び実地監査対象機関の交付実績等

(単位：機関、事業、千円)

区 分	事前調査結果による交付実績等				実地監査対象機関数・事業数			
	調査対象機関数	交付実績機関数	交付実績事業数	左の事業の交付金額	監査対象機関数	監査対象事業数	左の事業の交付金額	
総務部	本庁	8	4	21	552,875	1	5	291,971
	出先	8	0	0	0	0	0	0
総合企画部	本庁	9	7	18	527,686	2	7	509,950
	出先	10	1	1	5,000	0	0	0
環境生活部	本庁	6	6	21	683,963	2	5	487,284
	出先	3	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	本庁	7	7	50	5,543,070	6	23	5,134,945
	出先	17	0	0	0	0	0	0
商工労働部	本庁	6	5	38	3,868,342	5	20	3,627,609
	出先	4	0	0	0	0	0	0
農林水産部	本庁	9	9	62	892,625	7	25	745,259
	出先	17	9	71	685,349	5	28	255,904
土木建築部	本庁	10	5	13	161,793	3	7	95,059
	出先	15	0	0	0	0	0	0
会計管理局		2	0	0	0	0	0	0
議会事務局		1	1	1	312	0	0	0
各種委員会事務局		3	0	0	0	0	0	0
教育庁	本庁	7	6	33	165,363	4	11	137,165
	出先	4	0	0	0	0	0	0
警察本部		1	1	1	1,948	0	0	0
計		147	61	330	13,088,326	35	131	11,285,146
	本庁	69	51	258	12,397,977	30	103	11,029,242
	出先	78	10	72	690,349	5	28	255,904

(注) 2段書きの場合は本庁、出先機関別。1段書の場合は本庁のみ。

計は、本庁・出先機関の合計と本庁・出先機関別の計。

表2 実地監査対象機関名、対象事業数及び対象事業の補助金交付額

部 局	機 関 名 (※)	対象事業数	補助金交付額(千円)
総 務 部	学事文書課	5	291,971
総合企画部	中山間地域づくり推進課	2	112,248
〃	スポーツ推進課	5	397,702
環境生活部	生活衛生課	3	481,125
〃	自然保護課	2	6,159
健康福祉部	厚政課	5	3,663,750
〃	医療政策課・医務保険課	5	387,900
〃	健康増進課	3	24,433
〃	長寿社会課	5	976,110
〃	障害者支援課	3	16,787
〃	こども政策課・こども家庭課	2	65,965
商工労働部	新産業振興課・企業立地推進課	5	2,171,388
〃	経営金融課	3	218,964
〃	観光振興課	5	306,168
〃	交通政策課	5	927,605
〃	労働政策課	2	3,484
農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課	5	59,591
〃	農業振興課	3	33,363
〃	農村整備課	3	374,662
〃	畜産振興課	5	24,137
〃	森林企画課	2	72,698
〃	水産振興課	4	70,875
〃	漁港漁場整備課	3	109,933
〃	周南農林事務所	9	78,505
〃	山口 〃	5	61,824
〃	美祢 〃	5	42,345
〃	下関 〃	5	54,407
〃	長門 〃	4	18,823
土木建築部	砂防課	2	57,119
〃	港湾課	2	4,921
〃	住宅課	3	33,019
教 育 庁	教育政策課	2	51,907
〃	高校教育課	2	6,317
〃	社会教育・文化財課	5	44,490
〃	学校安全・体育課	2	34,451
計	35 機関	131 事業	11,285,146

(※)平成27年4月1日現在

5 実地監査の実施時期及び方法

(1) 実施時期

平成 27 年 6 月 18 日(木)～同年 9 月 17 日(木)

(2) 実施方法

関係書類等の実査、照合、職員への質問等の監査実施手続を用い監査を実施した。

6 監査の着眼点

監査の着眼点は、次のとおりとした。

(1) 交付要綱等は整備されているか。

ア 必要な内容及び手続きが明確に定められているか。

(ア) 交付の趣旨及び目的

(イ) 交付対象事業、対象経費、補助率及び補助金の算定方法

(ウ) 申請手続き、交付の条件、変更手続、実績報告及び取得財産の処分承認等

(2) 交付手続は適切に行われているか。

ア 一連の補助金交付事務の処理(申請、審査、交付決定(変更も含む))は適切か。

イ 補助金の交付時期は適切か。

ウ 補助事業者に対する指導及び監督は適切か。

(3) 履行(実績)確認は適切に行われているか。

ア 提出された実績報告書の内容は適切か。

イ 実績確認のための検査の時期及び方法は適切か。

(4) 効果の検証は行われているか。

ア 事業効果をどのように確認しているか。

イ 検証結果を次年度以降の事業に反映させているか。

第2 監査の結果

1 補助金事務の概要

(1) 補助金の交付

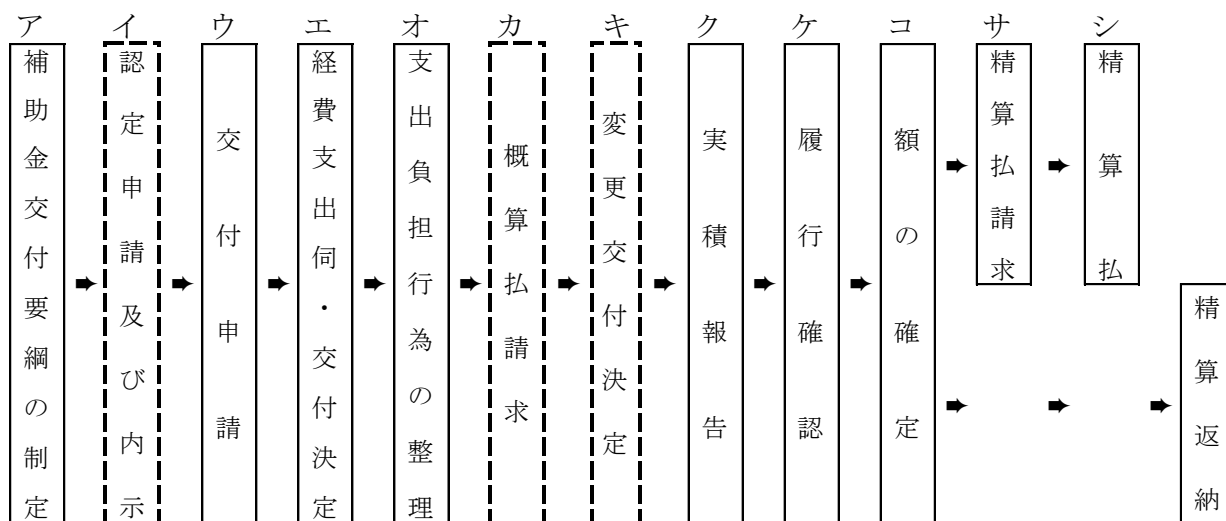
地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、これにより、県は市町又は民間団体等への補助を実施している。

補助金の交付にあたっては、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「会計規則」という。）及び山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「交付規則」という。）が適用される。

また、補助金の対象経費や補助率等は、事業によって異なり、交付規則でこれらのすべてを網羅することは困難であることから、補助事業ごとに交付要綱等を策定することとされている。

(2) 事務処理の手順

会計管理局会計課の定める「財務会計事務マニュアル」及び関係通知によれば、以下のとおりである。



ア 補助金交付要綱、要領の制定

補助金を支出するにあたっての手続きを明確にするため、該当する補助事業に関する要綱、要領を制定する。

なお、補助金交付要綱、要領の制定については、交付規則、「山口県補助金等交付規則の運用について」（平成18年12月28日付平18財政第170号）及び「補助金等の交付事務の点検について」（平成19年11月19日付事務連絡）により行う。

イ 補助事業の認定申請及び内示（省略する場合あり）

- (ア) 補助事業予定者から、補助事業に関する認定申請の提出を受ける。
- (イ) 認定申請の内容を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う。
- (ウ) 補助金の内示に関する伺いを作成し、決裁を受ける。
- (エ) 補助事業の予定事業者に対して、文書等により内示を行う。

ウ 補助金の交付申請

交付規則及び交付要綱に基づき、補助事業者から補助金の交付申請書（事業計画書、収支予算書等添付）の提出を受ける。

エ 補助金の交付決定（経費支出伺）

- (ア) 補助金の交付申請書の内容を精査する。
- (イ) 補助金の交付決定に関する伺い（補助事業の内容、支出科目、予算額、支払方法、交付決定額、交付の時期等、また交付指令書（案））を作成し、決裁を受ける。
- (ウ) チェックシート（※）により交付決定に係る事務手続きの状況を点検する。
（※） 「補助金等の交付事務の点検について」（平成 19 年 11 月 19 日付事務連絡）により確認事項等を定めた様式を規定
- (エ) 交付規則及び交付要綱に基づき、補助事業者に対して指令文書で、補助金の交付決定を行う。

オ 支出負担行為の整理

交付決定のとき又は支出決定のときに支出負担行為の整理をする。

カ 補助金の概算払請求

- (ア) 補助事業者から補助金の概算払請求書の提出を受ける。
- (イ) 請求書の内容を確認し、支出命令を行う。

キ 補助金の変更交付決定

- (ア) 補助事業の実施中に補助事業の内容（事業費、補助金の額等）に変更が生じた場合には、補助事業者から、補助金の変更交付申請書の提出を受ける。
- (イ) 補助金の変更交付申請書の内容を精査する。
- (ウ) 補助金の変更交付決定に関する伺いを作成し、決裁を受ける。
- (エ) 補助事業者に対して指令文書で、補助金の変更交付決定を行う。
- (オ) 支出負担行為（変更）の整理を行う。

ク 実績報告

補助事業が完了したときは、補助事業者から補助事業実績報告書の提出を受ける。

ケ 履行確認

補助事業が交付決定された内容に照らし、適正に履行されたかを確認する。

コ 補助金の額の確定

- (ア) 補助事業実績報告書の内容を審査した結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額の確定の伺いを作成し、決裁を受ける。
- (イ) チェックシート（※）により補助金額の確定に係る実施状況を点検する。
 - (※) 「補助金等の交付事務の点検について」（平成19年11月19日付事務連絡）により確認事項等を定めた様式を規定
- (ウ) 交付規則及び交付要綱に基づき、補助事業者に対して、補助金の額の確定の通知を行う。
- (エ) 確定後の補助金の額が、当初交付決定額より変更となった場合は、支出負担行為(変更)の整理を行う。

サ 補助金の請求（精算払）

- (ア) 補助事業者から補助金の請求書（額の確定の通知文書（写）添付）の提出を受ける。
- (イ) 請求書の内容を確認し、支出命令を行う。

シ 概算払の精算、返納

- (ア) 概算払により支出したときは、その債務が確定したのち10日以内に当該概算払を受けた者から概算払精算書を提出させることになっている。
 - しかし、実績報告書により事業の内容等の確認（額の確定）・審査ができることや事務処理の効率化等の点からみて、概算払に過不足のない場合は、実績報告書の提出をもって概算払精算書に代えることができる。
- (イ) 概算払で支払った補助金において返納が生じた場合には、返納通知書を補助事業者へ送付し、速やかに返納の措置を講じる。

2 事前調査の結果

事前調査対象機関に対し、監査資料の提出を求めた結果、平成 26 年度に交付実績があった 61 機関、330 事業の状況は次のとおりである。

(1) 事業ごとの交付実績額について

事業ごとの交付実績額を 5 段階に分類したところ、最も多かったのは 100 万円以上 1 千万円未満のもので、142 件（43%）であった。

(単位：事業数、%)

100 万円未満	100 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円以上 5,000 万円未満	5,000 万円以上 1 億円未満	1 億円以上	計
95	142	55	18	20	330
29%	43%	17%	5%	6%	100%

(2) 所管部局別の事業数について

所管部局別の事業数は、農林水産部が 133 事業（41%）と最も多く、次いで健康福祉部が 50 事業（15%）、商工労働部が 38 事業（12%）となっていた。

(単位：事業数、%)

総務部	総合 企画部	環境 生活部	健康 福祉部	商工 労働部	農林 水産部	土木 建築部	議会 事務局	教育庁	警察 本部	計
21	19	21	50	38	133	13	1	33	1	330
6%	6%	6%	15%	12%	41%	4%	0%	10%	0%	100%

(3) 所管部局別の交付実績額について

県全体の交付実績額は、総額 13,088,326 千円で、所管部局別では、健康福祉部が 5,543,070 千円（43%）と最も多く、次いで商工労働部が 3,868,342 千円（30%）、農林水産部が 1,577,974 千円（12%）となっていた。

(単位：千円、%)

総務部	総合企画部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
552,875	532,686	683,963	5,543,070	3,868,342
4%	4%	5%	43%	30%

農林水産部	土木建築部	議会事務局	教育庁	警察本部	計
1,577,974	161,793	312	165,363	1,948	13,088,326
12%	1%	0%	1%	0%	100%

(4) 事業創設からの経過年数について

事業創設からの経過年数別の事業数は、3年未満のものが116事業(35%)と最も多く、次いで25年以上のものが90事業(27%)、5年以上10年未満のものが50事業(15%)となっていた。

(単位：事業数、%)

3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上	計
116	13	50	19	42	90	330
35%	4%	15%	6%	13%	27%	100%

(5) 対象経費の性質について

対象経費の性質により、補助事業を、ハード事業(施設整備や機械等の購入など)を主とするハード系、ハード事業以外のもの(運営費等)を主とするソフト系に分類すると、事業数、交付金額ともソフト系が8割程度を占めていた。

(単位：事業数、百万円、%)

ソフト系		ハード系		計	
事業数	交付金額	事業数	交付金額	事業数	交付金額
270	10,302	60	2,808	330	13,110
82%	79%	18%	21%	100%	100%

(6) 補助金の交付方法について

県が補助事業者へ直接交付しているものが294事業(89%)、市町を通じて間接交付しているものが34事業(10%)となっていた。

(単位：事業数、%)

直接交付	間接交付	直接交付+ 間接交付	計
294	34	2	330
89%	10%	1%	100%

(7) 補助金の支払方法について

補助金の支払方法は、精算払が211事業(64%)、概算払が100事業(30%)となっていた。

(単位：事業数、%)

精算払	概算払	精算払+概算払	計
211	100	19	330
64%	30%	6%	100%

(8) 補助事業者の種類について

補助事業者の種類は、公益法人等(※)が91事業(28%)と最も多く、次いで地方公共団体が87事業(26%)、任意団体等が86事業(26%)となっていた。

(※) 公益法人等… 公益財団法人、公益社団法人のほか、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、独立行政法人等

(単位：事業数、%)

公益法人等	地方公共団体	組合・連合会等	株式会社等	任意団体等	計
91	87	54	12	86	330
28%	26%	16%	4%	26%	100%

※ 一つの事業で複数の補助事業者がある場合は、補助金交付額が最も多い補助事業者の区分に分類した。

(9) 履行(実績)確認に係る検査の方法について

実績報告書に係る検査にあたり、実地検査を行ったものが97事業(29%)、書面審査のみ行ったものが233事業(71%)となっていた。

(単位：事業数、%)

実地検査あり	書面審査のみ	計
97	233	330
29%	71%	100%

(10) 補助事業の効果の確認について

補助事業の効果確認のための指標や目標を設定し、効果を確認しているものは、182事業(55%)となっていた。

(単位：事業数、%)

効果確認あり	効果確認なし	計
182	148	330
55%	45%	100%

(11) 補助事業の効果結果の公表について

補助事業の効果を確認し、結果を公表しているものは、38事業(12%)となっていた。

(単位：事業数、%)

結果公表あり	結果公表なし	計
38	292	330
12%	88%	100%

3 実地監査の結果

実地監査の結果及び改善留意すべき事項については、以下のとおりである。

(1) 交付要綱等の整備状況等について

ア 交付要綱等の整備状況について

補助金の交付要綱等を定めている	130(99%)
要綱等を定めていない	1(1%)

ほぼすべての事業において、交付要綱等を定めていた。

交付要綱等を定めていない事業は、特定の補助事業者に対する当該年度限りの事業であり、伺い定め（※）により実施されており、問題は認められなかった。

※ 伺い定め… 補助金の交付申請がなされた後、その交付決定について起案する際に、併せて、補助金の交付対象となる事業、補助率、交付手続きの細目等についての案を作成して伺う方法。

イ 交付要綱等の規定内容について

交付規則と重複する部分を除き、補助金の交付目的や補助金の算定方法等はそれぞれ異なるため、要綱等において規定することとされている。

交付要綱等の規定内容は、おおむね適正であったが、次のとおり改善留意すべき事項が確認された。

(改善留意すべき事項)

交付要綱では、補助率はすべての事業区分について「原則1/2」と規定されているにもかかわらず、実際の交付決定事務においては、事業区分の多くで従前から1/2を超える補助率が適用されていることから、交付要綱で事業区分ごとに実態に応じた補助率を明確に定めることが適当と考える。

(2) 交付手続の適切性について

ア 補助事業者の募集方法について

公募による	9(7%)
関係団体に限定して募集を行っている	50(38%)
特定の者に定例的に交付するため募集は行っていない	62(47%)
その他（国庫補助事業実施市町が対象となるもの外）	10(8%)

公募により補助事業者を募集しているものが9事業(7%)、事業に関係する団体に限定して募集を行っているものが50事業(38%)、特定の者に定例的に交付するため、募集を行っていないものが62事業(47%)であり、その他10事業(8%)も含めて、補助事業者の募集方法は、おおむね適正に行なわれていた。

イ 事業内容等の補助事業者への周知方法について

補助金交付申請者を対象に説明会を開催している	31 (24%)
補助金交付決定者を対象に説明会を開催している	10 (8%)
特に説明会を開催していない	90 (68%)
書面の配布（通知）を行っている	
該当事業者が特定されており、個別に説明している	

補助金交付申請者等を対象に説明会を開催しているものが 41 事業 (32%) あるものの、特に説明会を開催していないものが 90 事業 (68%) あった。

しかしながら、説明会を開催していない場合も、事業の内容によって適正に周知が行われており、補助事業者への周知は、全体として、おおむね適正に行なわれていた。

ウ 補助事業者の決定方法について

外部の委員のみで構成する審査会で決定している	6 (5%)
外部の委員も加えた審査会で決定している	3 (2%)
審査会は設置せず、内部審査のみで決定している	122 (93%)
うち申請書の書面審査のみで交付先を決定している	109
うち書面審査に加え、ヒアリング等を実施し決定している	13

補助事業者の決定において、事業担当課による内部審査のみで決定しているものが大半 (93%) であるが、決定に係る経緯等の記録、決裁手続きは、おおむね適正に行なわれていた。

エ 上記ア～ウ以外の全般的事項について

次のとおり改善留意すべき事項が確認された。いずれも当該事業に係る交付手続きの適切性が疑われるような重大な瑕疵ではないものの、事業の趣旨に鑑み、内部けん制に留意し適正な事務処理を行うよう努められたい。

(改善留意すべき事項)

- ・ 150 万円以上の補助金の交付決定において、誤った決裁区分で決裁されているものがあつた。(山口県事務決裁規程第 15 条に規定されている部局長の決裁や、総務部長、会計管理者への合議がされていないものがあつた。)
- ・ 補助金等の交付事務に係るチェックシートが添付されていないものがあつた。
- ・ 補助金の交付決定に関する伺に、財務会計事務マニュアルに示されている補助事業の内容、支出科目等が記載されていないものがあつた。
- ・ 補助金交付決定において、予算令達を受けていないにもかかわらず、交付決定を行っているものがあつた。
- ・ 支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあつた。
- ・ 交付要綱において、施設の設置予定日の 30 日前の日までに、補助金の交付申請書を提出することとしているが、設置後に申請しているものがあつた。
- ・ 交付要綱上で規定された、市町の最終の負担額が確認できる書類が添付されていないものがあつた。
- ・ 提出書類への収受印の押印がないものがあつた。

(3) 補助事業の履行（実績）確認について

ア 履行確認の方法について

実地検査(※)を行っている	52 (40%)
書面審査のみを行っている	79 (60%)

※実地検査…県が補助事業者のもとに直接出向き、証拠書類等の確認を行うもの
(検査方法の例)

- ・ 補助金交付先担当者へのヒアリング
- ・ 領収書等、証拠書類など経理内容の審査
- ・ 現物確認（必要に応じ、写真撮影）

イ 実地検査を行わなかった理由について

書面審査で十分確認ができるため	75 (95%)
直接補助を行っている市町が実地検査を実施しているため	3 (4%)
実地検査の日程が確保できないため	1 (1%)

ウ 実地検査を行っている事業の検査手法について

	している	していない
検査の基準を定めている	22 (42%)	30 (58%)
全ての補助事業者に対する実地検査を実施している	50 (96%)	2 (4%)
毎年度実地検査を実施している	48 (92%)	4 (8%)

エ 書面審査のみを行っている事業について

(ア) 審査手法について

	している	していない
審査の基準を定めている	23 (29%)	56 (71%)
所定の提出資料のほかに、補助事業者以外が作成した資料(※)との突合により審査している	8 (10%)	71 (90%)

(※) 利子助成補助金における融資機関の利子計算証明書等

(イ) 補助事業者における支払状況の確認について

	十分できる	十分でない
提出書類のみで補助事業者の支払状況が確認できる	35 (44%)	44 (56%)

オ 上記ア～エについて

補助事業の履行（実績）確認の方法として実地検査を行っているものが52事業（40%）あった。残りの79事業（60%）は書面審査のみで行われているが、これらについても、あらかじめ定めた審査基準による確認や、所定の提出資料及び必要に応じ追加で求めた証拠書類等により確認を行っており、履行（実績）確認はおおむね適正に行なわれていた。

また、提出書類のみでは補助事業者の支払状況まで十分確認できないものもあったが、監査の結果、特に問題は認められなかった。

カ 上記ア～オ以外の全般的事項について

次のとおり改善留意すべき事項が確認された。いずれも当該事業の履行確認の適切性が疑われるような重大な瑕疵ではないものの、事業の趣旨に鑑み、内部けん制に留意し適正な事務処理を行うよう努められたい。

(改善留意すべき事項)

- ・ 150万円以上の補助金の額の確定において、誤った決裁区分で決裁されているものがあった。(山口県事務決裁規程第15条の規定では部局長決裁のところ課長決裁としていた。)
- ・ 補助金等の額の確定に係るチェックシートが添付されていないものがあった。
- ・ 実績報告書の提出から額の確定までに、特段の理由もなく時間を要しているものがあった。
- ・ 提出書類への收受印の押印がないものがあった。

(4) 補助事業の効果の検証について

ア 補助事業の効果の確認方法について

数値で示すことのできる指標や目標を設定している	36(27%)
数値以外の指標や目標を設定している	48(37%)
設定していない	47(36%)

数値で示すことのできる指標や目標を設定している36事業の指標等としては、スポーツ大会成績、耐震化率、利用者数、観光客数等であった。

数値以外の指標や目標を設定している48事業の指標等としては、人材の育成、子育て環境の向上、経営基盤の強化等であった。

イ 指標や目標を設定している場合の事業効果の検証結果の活用について

評価に係る調書等を作成し、次年度の予算作成を行っている	5(6%)
特に明文化したものは作成していないが、効果の結果を踏まえた次年度の予算の作成を行っている	73(87%)
その他(事業終了後、複数年事業実施報告書を求め、補助効果をフォローアップしていく等)	6(7%)

指標や目標を設定しているすべての事業において、事業効果の検証等を踏まえて次年度の予算作成を行うなど、何らかのフォローアップが行われていた。

ウ 補助事業の効果を確認している場合の事業効果の検証結果の公表について

公表している	19(23%)
うち数値で示すことのできる指標や目標を設定しているもの	15
うち数値以外の指標や目標を設定しているもの	4
公表していない	65(77%)

エ 指標や目標を設定していない理由（47 事業）について

経済事情や他の補助金等により当該補助金のみの効果が測定不能	21 (45%)
医療費や水道料金の助成等、補助効果の測定になじまない	11 (23%)
事業の採択において具体的な要件が定められており目標設定不用	3 (6%)
多面的な機能を持っており短期で数値評価することは困難	5 (12%)
災害の復旧等であり効果の測定が難しい	2 (4%)
事業等終了後に効果測定	2 (4%)
旅費等の補助であり具体的な効果の確認が難しい	3 (6%)

オ 上記ア～エについて

指標や目標を設定し事業効果を確認している事業のうち、検証結果を公表していない事業については、積極的な公表に努められたい。

第3 監査意見

実地監査対象機関については、第2の3において個別に改善留意すべき事項を示したところであるが、全般的に検討すべき事項について意見を付すこととする。

1 補助金の適正な交付手続について

今回の監査では、特に出先機関の事務執行において、12ページや14ページの改善留意事項に掲げたような初歩的な誤り等が多く見受けられた。については、関係通知や財務会計事務マニュアル等に沿った適正な事務処理や内部チェックの更なる徹底に努められたい。

また、補助金の交付決定や額の確定において、決裁権者を誤っているものが複数見受けられたので、規定に沿った適正な処理に努められたい。

2 補助事業の履行（実績）確認について

履行（実績）確認においては、実績報告書等の書面審査のみ行い、補助金の額を確定している事業が多く見受けられたが、この中には、提出書類だけでは補助事業者の支払状況が十分に確認できないものもあった。

これについては、支払状況の確認に膨大な労力を要するなどの個別の事情もあると思われるが、一部を抽出しての実地検査の実施や、必要に応じて適切な証拠書類の提出を求めるなど審査・確認の方法を工夫検討されたい。

3 事業効果の検証について

補助金は、客観的に公益上必要と認められる場合に、反対給付を求めることなく交付されるものである。

公益性を客観的に説明するためには、事業の目標や評価の指標を設定し、その達成状況を検証することが必要であり、その結果は廃止等の判断も含めて、次年度以降の事業に反映させていくこととなる。

今回の監査において、事業の目標や指標の設定がないものが見受けられた。

個々の事業の性質等により、指標や目標の設定が難しいケースもあるものと考えられるが、当該補助金の交付が客観的にも公益上必要であることを説明するためにも効果の測定は必要であり、何らかの指標や目標設定の検討が望まれる。

4 内部けん制体制の確保について

補助金の交付手続きや補助事業の実績確認において、初歩的な事務処理誤りが見受けられたが、これらは、内部チェックや審査が適切に行われていれば十分に防げるものである。各所属においては、副担当を必ず設け、複数の職員によるダブルチェック体制を整備するなど、内部けん制体制の確保に努められたい。

5 参考となる取組事例について

今回の監査において、今後の事務処理において参考となる取組事例が次のとおり確認された。今後のより適切な事業執行の観点から、参考とされたい。

(取組事例)

- ・ 補助金の交付手続き及び額の確定に係る実施状況を点検する所定のチェックシートの様式に加えて、事業執行課独自に審査チェックリストを作成し、審査の更なる適正化、均一化を図っているものがあった。
- ・ 部局独自で実地検査に関する規定（検査要綱等）を定めているものがあった。
- ・ 補助事業終了後も、継続して事業の状況を報告（複数年度）させ、補助効果の検証を行っているものがあった。
- ・ 補助事業の実績確認をより厳密に行うため、実績報告書の添付書類として、支払明細書（注文の相手方、契約日、請求日、支払年月日等を記載）を求めているものがあった。
- ・ 補助事業に係る事務が、適正かつ効率的に実施できるよう、独自に詳細な手引きを作成しているものがあった。

なお、本意見については、今後の定期監査等においても引き続き取り組みや改善の状況をフォローし、その適正化を求めていくこととしている。